

消防計画（例）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震、その他災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定めた事項については、_____に勤務し、出入りする全ての者に適用する。

（管理権原の及ぶ範囲）

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、_____階_____部分とする。

★（防火管理業務の委託）

第4条 防火管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という。）は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者等の指示、命令を受けて、適正に業務を実施する。

2 受託者の防火管理業務の実施範囲及び方法は、別表1「防火管理業務委託状況表」のとおりとする。

（管理権原者の責務）

第5条 管理権原者は、事業所内の防火管理業務の全てについて責任を持つものとする。

★ なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても責任を持つものとする。

★2 管理権原者は、統括防火管理者を中心に他の管理権原者と協力し、建物全体の防火安全性の向上に努めるものとする。

（防火管理者の業務と権限等）

第6条 防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

★2 防火管理者は、全体についての消防計画に定められている事項について、統括防火管理者に報告する。

（消防機関への報告、通報等）

第7条 管理権原者又は防火管理者は、次の各号に掲げる業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）の届出
- (2) 消防計画作成（変更）の届出
- (3) 各種法定点検の結果報告
- (4) その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要な事項

（防火管理資料の保管等）

第8条 防火管理者は、前条で報告又は届け出た書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編纂し、保管するものとする。

（自主検査等）

第9条 防火管理者又は防火管理者が指定した者は、建物等の自主検査及び消防用設備等の自主点検を、別表2「防火対象物の自主検査表」及び別表3「消防用設備等自主点検表」に基づき、定期的に行うものとする。

（消防用設備等の法定点検）

第10条 消防用設備等の法定点検は、____月及び____月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

（防火対象物の法定点検）

★第11条 防火対象物の法定点検は、____月に行い、防火管理者は、点検実施時に立ち会うものとする。

（点検結果の報告等）

第12条 自主点検・自主検査及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに報告するものとする。

- 2 防火管理者は、報告された内容で不備欠陥部分がある場合は、管理権原者に報告し、改修を図るものとする。
- 3 防火管理者は、点検結果等を記録管理するものとする。

（従業員等の守るべき事項）

第13条 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる設備を設けたり物品を置かない。

- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かない。
- 3 喫煙は、指定された場所で行う。
- 4 火気使用設備器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し、可燃物に接近して使用しない。

★(南海トラフ地震に対する対策)

第18条 南海トラフ地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震が発生した場合の地震防災対策は、別に定める_____南海トラフ地震防災規程によるものとする。

(防災教育)

第19条 防火管理者は、従業員に対して計画的に防災教育を実施する。

2 防災教育の内容は概ね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が守るべき事項について
- (3) 火災発生時及び地震発生時の対応について
- (4) その他火災予防上必要な事項について

(自衛消防訓練)

第20条 防火管理者は、次により自衛消防訓練を実施する。

ただし、消火訓練、避難訓練は年2回以上実施する。

- (1) 総合訓練 ____月
- (2) 部分訓練 ____月 ____月

2 総合訓練は、努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

★3 建物全体で実施する訓練にも参加するものとする。

(消防機関への通報)

第21条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、「消防訓練通報書」により、事前に消防機関へ通報すること。

また、訓練を実施した結果を「消防訓練記録書」により記録すること。

附 則

この計画は、____年 ____月 ____日から運用する。

(★は該当する場合に記載)

防火対象物の自主検査表

実施項目及び確認箇所		検査結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食・ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁・ひさし 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路	
	ア 避難通路の幅員が確保されているか。	
	イ 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。	
	(3) 避難口	
	ア 扉の開閉方向は避難上支障ないか。 イ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
火気使用設備器具	(1) 厨房設備	
	ア 可燃物品からの保有距離は適正か。	
	イ 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	ウ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	
	ア 自動消火装置は、適正に機能するか。 イ 火気周囲は、整理整頓されているか。	
電気設備	電気器具	
	ア コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	イ たこ足の接続を行っていないか。	
	ウ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
その他	危険物	
	ア 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	イ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	ウ 整理清掃状況は適正か。	
検査実施者氏名		防火管理者確認
検査実施日		

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

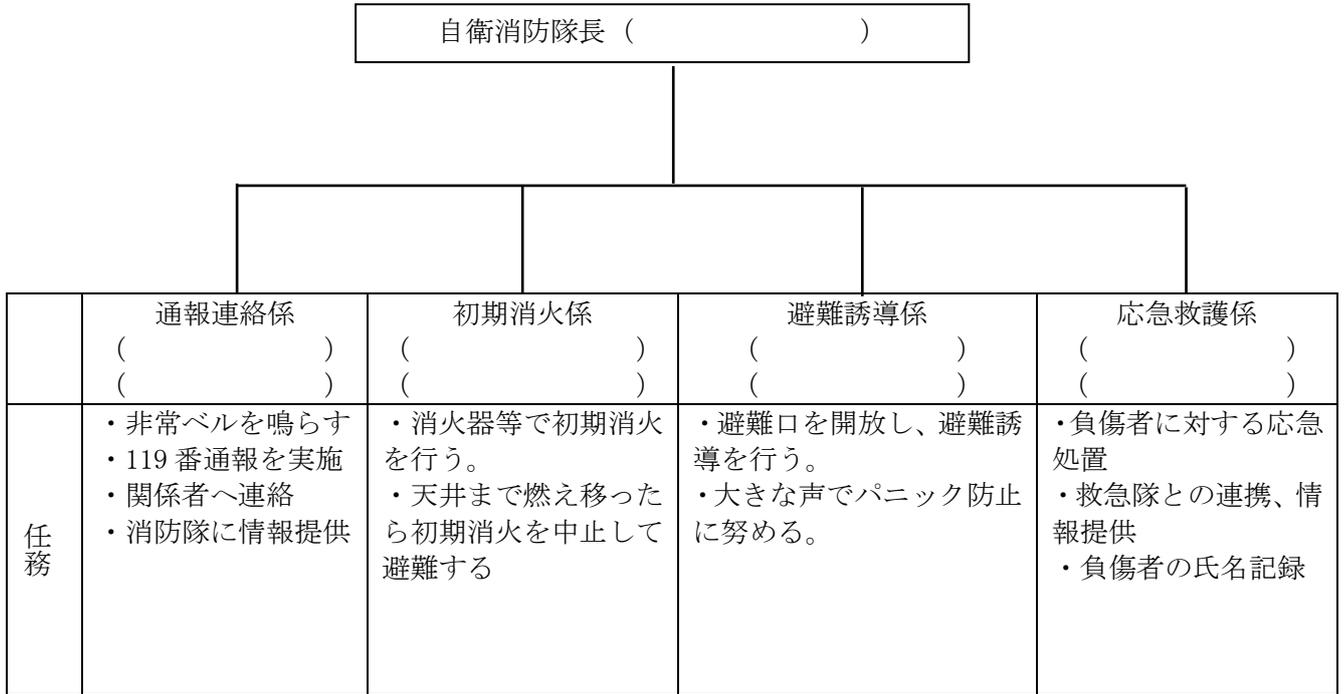
消防用設備等自主点検表

消防用設備等	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズルに変形、損傷はないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、適正な位置にあるか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(2) 本体及び遠隔起動装置に変形、損傷がないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上の障害となる物品はないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部を塞いでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		防 火 管 理 者 確 認

(備考) 点検を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は△を付する。
 なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火・防災管理者に報告するものとする。

自衛消防隊の編成と任務



第2号様式（第6条関係）

消防訓練通報書

年 月 日		
横須賀市 消防署長		
防火（防災）管理者 氏名 _____		
防火対象物名称 (テナント名称)		
防火対象物所在地		
実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加予定人員	名	連絡先
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
消防職員派遣	希望する ・ 希望しない	
119番通報	する（ <input type="checkbox"/> 火災通報装置 <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯）・しない 通報時間： 時 分頃 <u>※5分前に指令課（046-822-0119）に確認の連絡をしてください</u>	
借用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器（ 本・ <input type="checkbox"/> 標的） <input type="checkbox"/> AED（ 台） <input type="checkbox"/> DVD	
	借用日： 年 月 日	返却日： 年 月 日
訓練の概要		

※職員派遣については、ご希望に添えない場合があります。

※通報訓練は、災害発生等により中止又は延期していただく場合があります。

※AEDの貸出しは、応急手当普及員、応急手当指導員の資格取得者等に限りです。

※借用資機材の破損については、借用者側による原状復帰となります。

第3号様式（第7条関係）

消防訓練記録書

実施日時	年 月 日	時 分から 時 分まで
参加人員	名	
訓練種別	<input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難訓練	
使用資機材	<input type="checkbox"/> 水消火器 <input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> その他（ ）	
訓練想定	<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他の災害（ ） 具体的な内容：	
所感 (全体評価・反省 点等)		
記録作成者		

※消防計画に基づく訓練実施後に記入し、保管してください。